

「事業主健診」の費用を助成します

事業主の方へ

- ◎ 事業者は、労働安全衛生法に基づく健康診断を実施する義務があり、その費用は事業者が負担することとなっています。
- ◎ 労働安全衛生法に基づく定期健康診断を、医師国保組合に加入の従業員組合員に実施した事業所に対して、健診費用を助成します。(雇入れ時の健康診断を除く)
- ◎ 健診機関の指定はありません。事業所でお決めください。自家健診も可能です。
- ◎ 組合加入時の資格取得届に添付する健康診断書にかかった費用を事業主健診助成金として申請することはできません。
- ◎ 40歳以上の方の健診結果は、質問票と併せて当組合でデータ登録を行い、特定健診の実施率として計上します。組合全体の実施率向上に繋げることができますので、ご了承ください。特定健診へのデータ登録をご希望されない方は、あらかじめご連絡ください。

【健診項目】

労働安全衛生法に基づく定期健康診断の健診項目 (一般健康診断)	既往歴及び業務歴の調査、自覚症状及び他覚症状の有無、身長、体重、BMI、腹囲、視力、聴力、胸部X線、喀痰検査、血圧、貧血検査(血色素量、赤血球数)、AST(GOT)、ALT(GPT)、 γ -GT(γ -GTP)、中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、血糖検査、尿糖、尿蛋白、心電図検査
------------------------------------	--

※上記項目のうち、医師の判断により省略が可能となる項目があります。

事業主健診の健診項目は労働安全衛生法で定められています。
厚生労働省のホームページに掲載されているリーフレットを8～9ページに掲載していますので、ご覧ください。
リーフレットの内容についてのお問い合わせは、所轄の労働局又は労働基準監督署にお願いします。

【請求の流れ】

1. 事業所が指定する医療機関または従業員組合員が受診を希望する医療機関に、労働安全衛生法に基づく定期健康診断(事業主健診)の受診を予約(「自家健診」も可)
2. 医療機関で事業主健診を受診
3. 健診費用の全額を医療機関にお支払い
4. 下記の①～③(または①～④)の書類を、組合に郵送にて申請(申請者は事業主です)
 - ① 事業主健診助成金申請書
 - ② 健康診断個人票のコピーまたは医療機関独自様式の健診結果票のコピー
 - ※ 健康診断個人票の見本を巻末に掲載しています。医療機関に個人票や独自の結果票がない場合は、コピーしてご利用いただけます。(両面コピーをしてください)
 - ※ 健診結果は事業主が5年間保管する義務がありますので、送付するときはコピーをお送りください。
 - ③ 領収書(コピー可。明細等がある時は、明細のコピーも添付)
 - ④ 質問票(40歳～74歳(昭和24年7月～昭和60年3月31日生まれ)の方のみ)
 - ※ 質問票は巻末にあります。コピーしてご利用ください。
 - ※ 質問票は、受診者本人が記入してください。

【助成額】

40歳以上 …… **7,000円**（ただし、健診費用が7,000円未満の場合は、健診費用の額）

※健診項目をすべて受けていない場合、または質問票の提出がない場合は
5,000円を上限とします。

39歳以下 …… **5,000円**（ただし、健診費用が5,000円未満の場合は、健診費用の額）

【保健指導】

40歳以上の方の健診結果は当組合で特定健診のデータとして登録いたしますので、特定健診受診者と同様に、健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクがある方には、医師や保健師等の専門家のサポートを受けながら生活習慣を改善することができる「特定保健指導」の無料利用券をお送りいたします。是非ご利用ください。

事業主健診を受けた40歳以上の方は、

「がん検診」 の費用も助成します

◎ 事業主健診の項目をすべて受けていない場合や質問票の提出がない場合は、がん検診の費用助成は受けられません。ご注意ください。

【助成対象のがん検診】

- ・胃がん検診
- ・大腸がん検診
- ・乳がん検診(女性のみ)
- ・子宮頸がん検診(女性のみ)
- ・前立腺がん検診(50歳以上の男性のみ)

※ がん検診について、詳しくは 11 ページをご覧ください